

講習熟防予 ～第6回～

大洋デパート火災と 遡及適用

大洋デパートの火災

第4回で述べたような60年代後半の相次ぐ防火法令の改正にもかかわらず、73年11月には、100人の方が亡くなる熊本市大洋デパート火災が発生してしまいました。千日デパート火災のわずか1年半後に再び大惨事が起こったため、消防庁と建設省(当時)は、かねて懸案となっていた古い既存建築物に対する対策に本格的に取り組まざるを得なくなりました。当時、既存建築物については、規制強化が直ちに既存建築物の防火避難施設の改善に反映される仕組みとなっていなかった(消防法17条の2(当時)。現在は17条の2の5)1項及び建築基準法

3条3項3号)ため、一連の規制強化にもかかわらず、古い建築物は防火避難施設が脆弱なまま取り残されていたからです。

このため、消防庁は、特定防火対象物に対する消防用設備等の遡及適用条項(現在の消防法17条の2の5・2項4号)を含む消防法の改正に踏み切ることにし、74年6月に国会で可決されました。

同様の遡及適用条項は、建設省も建築基準法に盛り込むべく同国会に上程し、74年3月から76年5月まで2年余りの間、異例の長期間にわたり継続審議がおこなわれましたが、防火区画、避難施設等建築構造に関する防火対策は、消防用

設備等に比べ、既存建築物の改善が技術的・経済的に困難であることなどの理由により、実現に至りませんでした。

平均焼損面積で見る改正の効果

60年代後半からの10年程度の間には相次いでおこなわれた規制強化の効果を改正規定の内容に対応した形で検証することは困難ですが、火災1件当たりの焼損面積の推移の形で見ると、これらの改正全体の効果は歴然としています。

図は、耐火造建築物の火災1件当たりの焼損面積を、
①居住用建築物・規制強化がなされなかった
②非特定防火対象物(居住用以外)…規

- 制強化はなされたが既存建築物への遡及適用はなされなかった
- ③旅館・ホテル等と病院・診療所等…自動火災報知設備(目火報)が先行(69/3〜71/3)して遡及設置され、74/6〜77/3に全消防用設備等が遡及設置された
- ④物品販売店舗等…72/12〜75/11に自火報が、74/6〜77/3に全消防用設備等が遡及設置された
- ⑤病院・ホテル・物品販売店舗等以外の特定防火対象物…72/12〜75/11に自火報が、74/6〜79/3に全消防用設備等が遡及設置された

この図から、自火報の遡及設置が先行的に大きな効果を上げ、特定防火対象物に対する消防用設備等の遡及設置も大きな効果があったこと、消防用設備等が遡及設置されなかった建築物についても平均焼損面積が着実に減少していることなどを読み取ることができます。

70年〜75年の5年あまりの間に日本の

耐火造建築物の平均焼損面積に起こった変化は劇的と言ってもよいほどです。その急減の理由は、自動火災報知設備の遡及設置がおこなわれたということだけでなく、この時期以降、大規模な特定

大洋デパート火災を契機として、消防庁は、特定防火対象物に対する全消防用設備等の遡及設置に踏み切りました。古い建物に屋内消火栓、スプリンクラー等を遡及設置させるため、当時の職員は大変な苦勞をしましたが、火災統計を分析するとその効果は歴然としています。当時苦勞された方々に感謝しなければなりません。

東京理科大学大学院
国際火災科学研究科
教授
小林恭一 博士(工学)

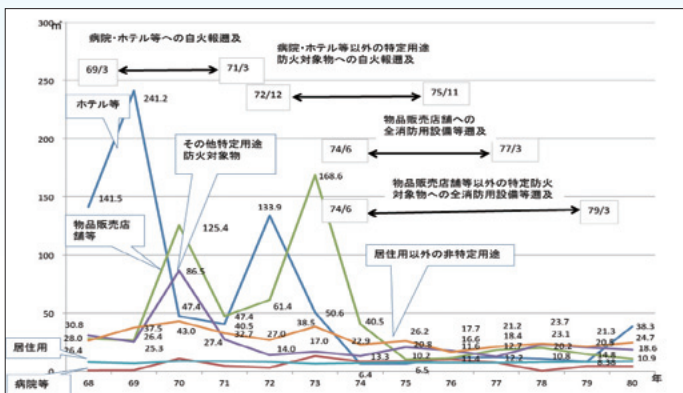


図 耐火造建築物用途別火災1件当たり焼損面積の推移 (火災年報より作成)

用途防火対象物には必ずスプリンクラー設備が設置されるようになったこと、内装に石膏ボードが用いられるようになったこと、混合構造で壁穴区画のない古い建物のストックが急減したこと、以上により、工場や倉庫以外では大規模な延焼火災が急減したことなどが挙げられます。

遡及設置の苦勞

現在でも、消防用設備等の設置に関して規制強化がおこなわれると、特定防火対象物については遡及適用されます。最近の高齢者福祉施設に対する規制強化で、既存対象物に遡及設置させる苦勞を痛感している方も少なくないと思います。しかし、74年からの5年間におこなわれた遡及適用の苦勞は、質・量とも現在の比ではありませんでした。そして、それら先人の苦勞のおかげで、図に見るように、耐火建築物であれば大規模火災とならない環境ができたのです。このことは決して忘れてはならないと思います。